

## 大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

### (連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救護及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文章によって応援を行った市町村に速やかに提供するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は大規模災害に認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めるときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 印

(44市町村長連署)

## 応 援 調 整 市 町 村

### 1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
村	山	鶴岡市	酒田市	新庄市
最	上	上山市	米沢市	長井市
置	賜	村山市	新庄市	鶴岡市
庄 内	庄内平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

### 2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応援調整市町村		
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
東南村山	寒河江市	南陽市	東根市
西村山	山形市	長井市	東根市
北村山	新庄市	天童市	寒河江市
最 上	村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜	長井市	上山市	寒河江市
西置賜	米沢市	寒河江市	上山市
鶴 岡	酒田市	寒河江市	新庄市
酒 田	鶴岡市	新庄市	尾花沢市

この表は、平成 11 年 5 月 12 日から施行する。